

第1回福山市地域公共交通会議 会議録（要旨）

1 日 時

2013年（平成25年）7月8日（月）10:00～11:30

2 場 所

福山市役所 6階 60会議室

3 出席者

（1）委員（17名）

井上矩之委員，藤井基博委員，藤本和士委員，村上勝士委員，藤井智恵子委員，林真至委員（代理 神原昌弘），田中秀明委員，山田進一委員，八澤昭二委員，藤元一則委員，中川哲志委員，土井司委員，宮本寿夫委員，山本正規委員，堀徑扇委員，橋本哲之委員，松枝正己委員

（2）事務局（4名）

村上都市交通課長，神園課長補佐兼公共交通担当次長，藤岡主事，上田主事

（3）傍聴者（0名）

4 会議の成立

委員18名中，代理出席を含め17名出席で，委員の過半数が出席しているため，福山市地域公共交通会議設置要綱第5条第2項の規定により会議が成立

5 協議事項

（1）乗合タクシーの運行について

○中条学区乗合タクシー

○竹尋学区乗合タクシー

（2）大門～茂平工業団地線の路線廃止について

6 資料

第1回福山市地域公共交通会議 協議事項
乗合タクシー運行路線図（案）

7 協議内容

（1）乗合タクシーの運行について

事務局：資料により説明

委員：地域公共交通会議は，JRや井原鉄道などの加入は必要ないのでしょうか。

委員：今はバス路線の見直しを基本においているためJRや井原鉄道が入らなくても大丈夫ですが，時刻の調整などが必要であれば，今後協議を行えば良いと思います。

委員：中条学区と竹尋学区それぞれ500円，400円，350円と従来の運賃から算定されています。利用は学区の方に限られるのですか。一般の方の利用，区間ごとの利用もあると思いますが，最短の区間を利用する場合，500円や400円だと割高ですので，そういったことについては地元の方に了承を取っているのですか。

事務局：この運賃設定につきましては、地元との協議をする中で、若干割高になるとは思いますが、地元の方にはご了解をさせていただいております。

委員：利用は地元の方限定ではないですね。予約になっているので、周知の仕方にもよりますが、学区外の方の利用になると割高になるので、学区外の方の了承も必要になってくるのではないかと思います。

事務局：原則としては、1番には学区の方が中心になると思います。それ以外の方にも乗合タクシーの周知は何らかの形で考えていこうとは思っております。その中での割高感というものは出てきますが、全体の運営の中で調整をしておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

委員長：笠岡市の乗合タクシーでは、私でも予約をすれば乗れるはずですが、他の地域の方を排除するというにはなりませんか。

事務局：笠岡市は予約をすれば乗れます。原則排除という形ではないです。利用はどうしても学区の方が中心になってくるとは思いますが、排除はないです。

委員長：運営主体が学区なので、学区から利用者の料金に学区から共通のお金を出すのですか。

事務局：一定期間の中での運賃の設定になりますが、互助という精神のもとで乗合タクシーを安定して運営していくための設定料金という話はさせていただきました。

委員長：運行収入の中に運賃とは別に地域からお金を集めて出してもらおうというようなことはないのですか。

事務局：乗合タクシーの安定的な運行のためには、そういった赤字部分に対する経費の負担はお互いに考えていくことで話はさせていただいております。地域の方に利用促進のための券の販売なども今後必要になってくるとは思います。

委員：デマンドタイプとなりますので、学区内・学区外の方関係なく予約いただければお乗せする義務がありますので運行する側としては予約も受け付けますし、運行の拒否もいたしません。そういった形での運行を考えております。

委員長：他にありませんか。

副委員長：経費はどのように決定していくのか。具体案を示すのが今後の課題になると思われる。

事務局：当面、バス路線としての運行を考えています。現在のバス運行では収益率が低く、バス路線としての運行が困難であるため、住民創出路線ということで住民が主体的に関与することというような観点から運営委員会を立ち上げていただき、収益率の確保という部分で調整をさせていただいております。詳細につきましては、現在の福山市生活バス利用促進計画において委託運行路線は30%の収益という条件がありますが、この路線を確保していく観点から、地元と運営委員会の中で調整しながら安定的に収益率を確保していき、2年目以降は収益率50%以上を確保するため、お互いに協議していくという話をしております。

副委員長：30%、50%いかなかった場合はどうするのか。

事務局：当初の1年については、今の最低基準の収益率30%をカバーし、2年目以降の収益率50%について、不足が出る場合は地域で協力していただきたいということで話を詰めております。

副委員長：2年目以降から、不足分の負担を求めるのか、求めることを協議していくのか。

事務局：求めていくということでございます。

委員長：30%と50%という二つの数字があるが、正確に打ち切る基準はどちらなのか。

事務局：福山市生活バス利用促進計画に、(1)バス交通維持のルール化があります。①公共性の

判断基準にある最低需要の基準として委託路線であれば経常費用の30%以上の収益という条件があり、今回この最低需要の基準に満たないものへの対応として、地元と話を
する中で、廃止により生じる交通空白地帯が存在する場合、住民がバス運行に対して主
体的に関与し、利用を促進することで最低需要の基準を満たす収益を得ることが可能
であるとお答えしております。まずは30%以上という条件が出てきます。次にこれを継
続していくためには、本来バスであれば55%以上の収益を確保して赤字額の2分の1
という部分が生じてまいります。今回この部分を整理する中で、経費負担の基本的な考
え方として、運賃収入との収支差を当初行政が負担しますが、2年目以降収益率50%と
いう条件を出しております。バス路線の廃止により生じる交通空白地域に対しては
70%の支援、また、交通空白地域での住民主体路線の創出では55%の2分の1の補助
という部分があります。この70%と、55%の2分の1の約28%が運行支援の基本的な
方向付けとして出ており、乗合タクシーについては、これに準じた運行を図るため、こ
の2つの率の間である約50%の収益率を基本として考えていきたいと考えておりま
す。

委員長：土日の運行が無いのですが、これは利用者の特性を考えてのことですね。

事務局：ほとんどが通院や買物中心になると思います。そういったことから月曜日から金曜日の
運行を考えており、土日も含めた全ての曜日で運行すると、路線の維持というのが大変
な課題となってきます。また、土曜日、日曜日ですと家族と一緒に買物に行くこともで
きますので、そういう理由も考えております。

委員長：利用者の主な目的が通院や買物ということですね。他にいかがでしょうか。他にないよ
うですので、決議に移らせていただきたいと思います。(1)乗合タクシーの運行につ
いて、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

委員長：全会一致と認めますので、乗合タクシーの運行については、事務局提案のとおり承認す
ることに決定いたしました。

(2) 大門～茂平工業団地線の路線廃止について

事務局：資料により説明

委員長：ただいまの報告事項につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
工業団地へ行く路線だが、特定の企業の従業員の方しか利用されておらず公共性につ
いて問題があると思います。ご意見・ご質問はありませんか。

他にないようですので、決議に移らせていただきたいと思います。(2)大門～茂平工
業団地線の路線廃止について、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

委員長：全会一致で、大門～茂平工業団地の路線廃止については、事務局提案のとおり承認す
ることに決定いたしました。

なお、本日の決定内容につきましては、福山市地域公共交通会議会長名での議決証明書
を発行し、許可申請書類に添付して国土交通省に提出されることとなりますので、申し
添えます。